

平成24年2月27日  
日本年金機構

## 2月の年金定期支払における所得税の過徴収について

### 1. 概要

年金受給者から提出いただいた扶養親族等申告書に関する電算処理について、委託業者による一部入力漏れがあり、約7万人の年金受給者の所得税が本来額より多く源泉徴収される(総額約17億円)という事象が発生した。

### 2. 判明の契機

年金振込通知書(今回は支払い額が変更されたために2月6日から順次発送)が到着した2月7日～9日にかけて、コールセンター等への照会が例年よりも多く寄せられたため、原因を確認したところ、2月10日(金曜日)の夜になって、電算処理のデータ処理漏れが原因で過徴収が行われたことが判明した。

### 3. 公表

原因判明後、過徴収された対象者の特定、過徴収額の確定、返戻時期・方法等当面の対応策等について、確認検討を行った上で、2月13日(月曜日)に記者会見を行い、謝罪するとともに、当面の対応策を明らかにした(別紙プレスリリース資料参照。同時にホームページ上に掲載)。

### 4. 当面の対応

- (1) 本来の源泉徴収額を算出し、今回徴収額との差額を3月15日の年金の随時支払い日にお支払いできるよう準備する。
- (2) 対象者の方には、個別に謝罪の手紙を送付した(2月13日の週内で送付完了)。

### 5. 再発防止策の策定

今回の事象の分析を踏まえ、再発防止策を検討実施する。

#### ※ 直接の原因

扶養親族申告書の大部分はODR(光学ドキュメント読取装置)で読み取るが、読み取りができずにパンチ入力した磁気テープの一部について、委託業者が既に処理済みと誤解し、電算処理に回さなかったため、データの処理漏れが発生。

#### ※ 再発防止策

機構内に、経営企画部、リスク・コンプライアンス部、品質管理部及びシステム統括部で構成する調査委員会を設置(2月22日)し、事故原因の究明、委託事業者における手順書の見直し、機構におけるチェック体制の強化及び再発防止策等の検討を行うこととしている。

報道関係者各位

平成24年2月13日  
(照会先)  
システム統括部長 古元 大典  
参事役 慶田 耕一郎  
(電話直通03-5344-1119)  
経営企画部広報室  
(電話直通03-5344-1110)

## 2月の年金定期支払における所得税の過徴収について

この度、扶養親族等申告書を提出いただいたにもかかわらず、そのデータの収録漏れにより、2月15日の年金定期支払において、所得税を本来額より多く源泉徴収される方が生じることとなりました。

該当の年金受給者の方にご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

### 1. 概要

年金受給者から提出いただいた「平成24年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」といいます。)に関する電算処理について、委託業者による一部入力漏れがあり、約7万人の年金受給者の所得税が本来額より多く源泉徴収されるという事象が判明しました。

※2月定期支払の総件数は、約4,100万件です。

※申告書は、源泉徴収の対象となり得る約700万人の方に対して、平成23年10月26日から順次お送りしたものです(提出期限は平成23年12月1日)。

※源泉徴収所得税額の算出

年金から源泉徴収する所得税額は、年金受給者から申告書が提出された場合には課税対象額の5%となりますが、提出されない場合には課税対象額の10%となります。

### 2. 原因

年金受給者から提出いただいた申告書のうち、大部分はODR(光学ドキュメント読取装置)により機械的に読み取りを行っておりますが、汚れ等により読み取りができない場合にはパンチ入力により作成した磁気テープを用いて電算処理しています。

しかしながら、今回、上記の過程により作成した磁気テープの一部について、委託業者が電算処理漏れを起こしたため、申告書を提出された約7万人の方が、申告書を提出されなかった方として取り扱われたものです。

### 3. 影響

今回の対象者の方の年金額については、所得税が本来額より多く源泉徴収され、平均で約2万3千円程度少なく支払われることとなります。

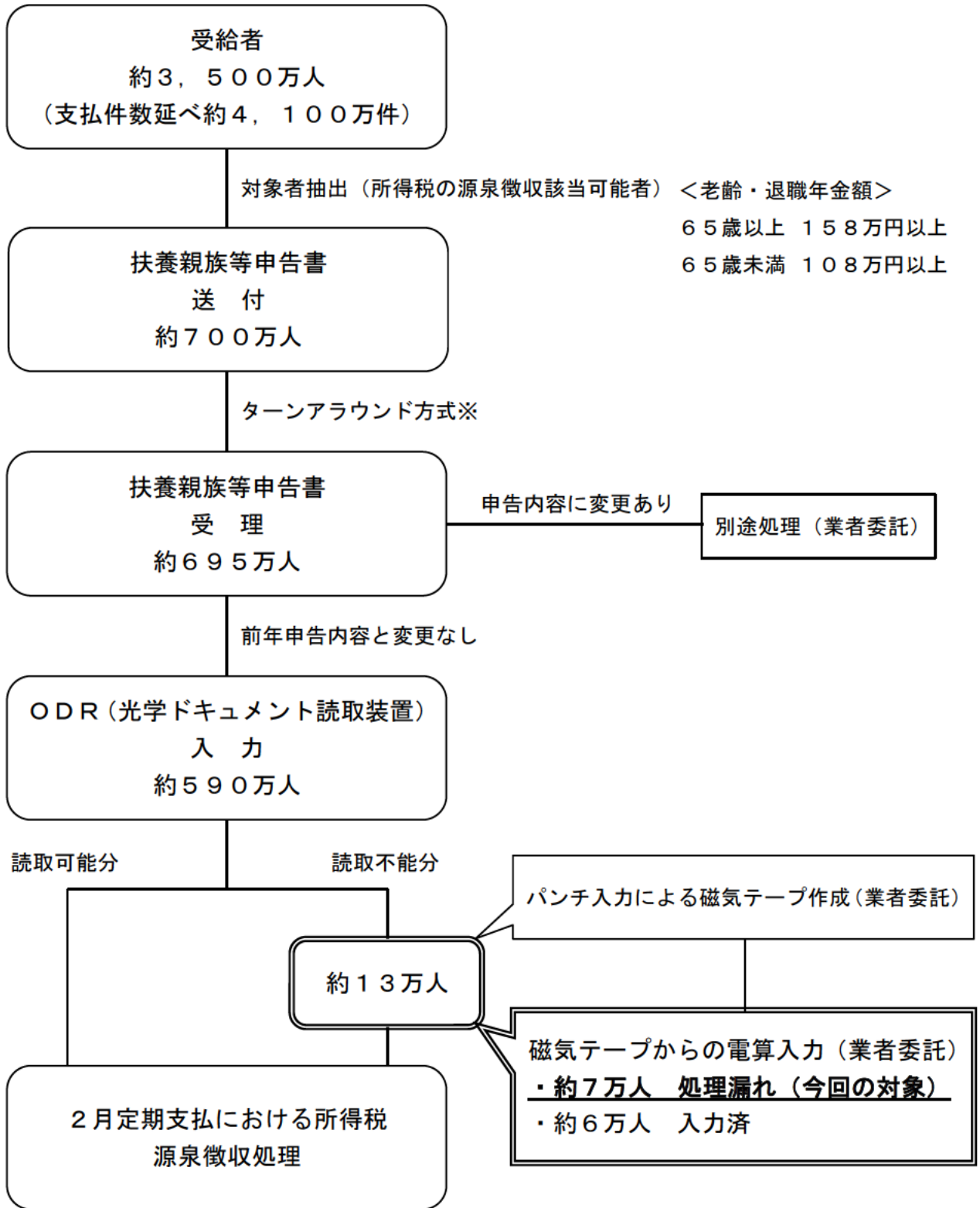
- |                                |          |
|--------------------------------|----------|
| (1) 対象者数                       | 71,984人  |
| (2) 2月定期支払において本来額より多く源泉徴収された税額 |          |
| ・総額                            | 約17億円    |
| ・平均額                           | 約23,000円 |
| ・最高額                           | 約51,000円 |
| ・最低額                           | 約10,000円 |

### 4. 対応

- (1) 収録を漏らした申告書の処理を行い、正しい源泉徴収額を算出し、その差額を3月15日の年金の随時支払日にお支払いします。
- (2) 対象者の方には、ご迷惑をおかけしたことをお詫びするお手紙をお送りし、本来額より多く源泉徴収した所得税を3月15日にお支払いする予定である旨をお知らせします。
- (3) 今回の事象を分析して、再発防止策を検討実施します。

以上

# 扶養親族等申告書の処理の流れ



※ターンアラウンド方式は、申告書用紙をお送りして回答を提出していただくもの。  
申告書を提出されない場合は課税対象額の10%が源泉徴収額となります。

# 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

【表面】

郵便はがき

119 - 0220

東京都杉並区高井戸西3-5-24  
(郵便事業株式会社 杉並南支店)

**日本年金機構** 行

表面

〒

住所

氏名

平成24年分の申告について、前年の申告内容から変更がありましたか。どちらかにをつけてください。  
※前年(平成23年分)の申告内容は裏面に記載しています。

変更なしで申告します。→裏面のAのみにご記入ください。

変更ありで申告します。→裏面のAとBにご記入ください。

◎この申告書の提出期限：平成23年12月1日

【裏面】

ODR読み取り部分

この数字は基礎年金番号を暗号化したもの

\* ODRとは数字や文字を光学的に読み取る装置

裏面 平成24年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

平成 年 月 日 提出

この枠の中は記入したり、汚したりしないでください。

\*\*77558774008850\*\*

719988652117085

◎平成23年分の申告の内容

種別	① 控除対象配偶者	② 障害なし	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	控除対象扶養親族	年少扶養親族	⑳ 本人障害	㉑ 16歳未満の扶養親族
23年分	1	0	0	0	0	0	0

氏名	続柄	生年月日	障害	所得の種類・金額
控除対象配偶者	老人 夫妻	明・大・昭・平	無・普・特	同居別居 万円
控除対象扶養親族 [16歳以上]	特定 老人	明・大・昭・平	無・普・特	同居別居 万円
扶養親族 (16歳未満)※	特定 老人	明・大・昭・平	無・普・特	同居別居 万円
扶養親族 (16歳未満)※	平		無・普・特	同居別居 万円

※扶養親族(16歳未満)額は、地方税法第45条の3の3及び第217条の3の3の規定による公的年金受給者の扶養親族申告書の記載額を基としています。

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長